

## 平成 30 年度第 5 期第 1 回東大阪市文化芸術審議会

開催日時 : 平成 30 年 11 月 26 日 (月) 10 : 00~12 : 00

場 所 : 東大阪市役所本庁舎 18 階 研修室 1

<会議の成立確認、委員委嘱(委嘱状交付)、部長挨拶>

<各委員の自己紹介>

### (案件 1) 会長、副会長の選出

### (案件 2) 東大阪市の文化芸術の振興について

① 今期の審議内容についての説明

○事務局 <配布資料確認>

- ・次第
- ・委員名簿
- ・東大阪市の文化政策の取り組み 経過と現状<別紙 1>
- ・東大阪市文化芸術振興条例
- ・東大阪市文化審議会規則
- ・東大阪市文化政策ビジョン
- ・文化政策ビジョンに基づく施策調査票<別紙 2>
- ・文化政策ビジョン改定スケジュール案<別紙 3>
- ・その他人権文化部のチラシ 8 枚

<文化振興条例・文化政策ビジョン・文化審議会規則の説明>

<別紙 3>の文化政策ビジョン改定スケジュール案をご覧ください。

予算取りの段階で予定ですが、2019 年の夏ごろに、文化に関する市民意識調査を実施します。秋ごろには粗い集計が出て、年が明けに調査報告書の完成となります。それを踏まえ、2020 年度から改定作業に取り掛かり、パブリックコメントを経て、2021 年 3 月に改訂版の策定というスケジュールとしております。

また、この案は部会を設置した場合を想定したものです。部会で作業を進めるのも一つの方法と考えております。

改定に関する直近の予定としては、来年 2 月ごろに審議会を開催し、現在の文化政策ビジョンの現在の状況に合っていない部分など、改定が必要と思われるところや次年度の市民意識調査の質問項目について、ご意見を頂きたいと考えております。

もう一つは、評価システムの活用についてですが、様式が前回で完成し、各所属で文化

政策ビジョンの内容を意識しながら、事業計画から事後評価までできるものとなっております。今期においては、ビジョンの改定に重点を置いた審議内容とさせていただきたいので、外部評価の対象は第2期審議会でご審議いただいた4つの分類の方向性を継続して行いたいと思います。4つの分類は、優先順位の高いものから「文化国際課による事業」、「人権文化および他部局による事業で目的が文化に関連する事業」、「文化に関連する側面がある事業」、「参考事業」となっております。これまでも、文化国際課の事業を個別に説明し、それに対して委員の皆さまからご意見を頂いておりましたが、引き続き文化国際課の事業から優先的に審議会での外部評価の対象としてまいりたいと思います。

あわせて、さまざまな分野から委員の皆さまにはお越しいただいておりますので、ご担当の分野の視点での文化政策の在り方についてのご意見なども頂戴いたしたく思っております。

以上で文化国際課からの説明は終わらせていただきます。

## ② 文化創造館進捗状況についての説明

### ○文化創造館開設準備室 <配布資料確認>

- ・東大阪市文化創造館整備の進捗状況
- ・施設利用案内
- ・チラシをまとめたもの（表紙が吹奏楽クリニック&合同コンサート）

それでは、まず東大阪市文化創造館整備の進捗状況というペーパーに基づいて、説明をさせていただきます。

建設工事の進捗状況につきましては平成29年8月に実施設計が完了し、9月に建設工事の着手をいたしました。次のページに平成30年10月の現場の航空写真があります。10月末の工事の進捗率は、40.5%です。平成31年6月に竣工し、9月1日のグランドオープンに向けて順調に進めております。

続きまして、2番の開館準備の状況です。(1)番の文化芸術事業は入札に当たり示した業務要求水準書に基づき、開館後は次の事業を実施していきます。まず鑑賞事業では、ハイアートに触れる機会を提供することが、東大阪の市民都市の潜在能力の開発につながる革新的な投資効果をもたらすということを踏まえ、さまざまな演目を実施していきます。基本構想策定時に実施した市民アンケートを基に市民が求める文化ニーズに応えるため、さまざまな分野を実施していく予定にしており、文化芸術のまち推進協定を結んでいる関西フィルハーモニー管弦楽団の公演も実施していきます。

普及事業につきましては、アウトリーチ、ワークショップ、レクチャー、ロビーコンサートなど、創造支援事業を実施していきます。

参加事業は、アーティストを育てる仕組みづくりとして、市民が直接文化事業の主体となって参加して、実演的芸術の舞台に立つコンクールや、市民文化の視点と併せ

て都市文化の創造ということ意識した事業として、市民オペラや市民演劇を実施していきます。地域の特性を生かした都市アイデンティティの創造と、地域の文化資源を外部に発信する仕掛けづくりを意識しており、東大阪市ならではの舞台芸術をつかっていくことが基礎自治体としての東大阪市の一つのアイデンティティの創造になるという思いから進めています。

また、特に体験、研修については文化芸術を担う人づくりという視点も意識し、会館が主催する研修や教育機関との連携を通じ、その成長を支援していくことも考えていきます。

続きまして、(2) 番の貸し館業務です。大・小ホールは供用開始の13カ月前から利用申し込みの受け付けを開始しています。今年の6月29日、30日で施設利用者説明会を行い、8月1日に大ホール、小ホールの施設利用抽選会を行いました。以降、毎月抽選会を実施し、貸し館の受け付けを行っております。

創造支援諸室は7カ月前から受け付けを開始します。来年1月に第4回目の施設利用者説明会を行い、2月2日に創造支援諸室の施設利用の抽選会を行います。以降、毎月抽選会を実施していきます。

続きまして、(3) 番のイベントです。開館に向けて機運を盛り上げるため、イベントを実施しています。ふれあい祭りやゆるキャラグランプリ、大阪マラソンの出展では多くの方々に文化創造館のオープンをお知らせするとともに、文化創造館でどういったことをやっていくのかという説明を行いました。10月には市民演劇プロジェクトとして全3回の「戯曲ワークショップ」の1回目を実施し、平成31年2月には「関西フィルメンバーによるコンサート」や「吹奏楽クリニック&コンサート」を実施します。

(4) 番、広報、情報発信業務です。文化創造館のホームページ、Facebookの開設、完成予想模型、パース図の市庁舎での展示、イメージムービーの制作という事業を進めております。

次に施設利用案内という資料についてご説明します。こちらはホームページにて公表しているものです。申し込みの手順から利用終了後までの流れなどを載せております。最後に施設利用料金と附属備品の料金表を載せております。

続きまして、3つ目の冊子はイベントのチラシを印刷したものです。先ほどの「吹奏楽クリニック&コンサート」のチラシがありますが、市内中学校の吹奏楽部を対象に近畿大学吹奏楽部が演奏指導をするイベントです。また中学校の音楽指導の先生方もたくさん集まることから、指導方法や考え方についての意見交換の場も設ける予定をしております。クリニック終了後には合奏のコンサートを行います。今回がうまくいきましたら文化創造館の開館後も続けていきたいと考えております。

最後のページは文化創造館の情報誌「CAMFARE!」です。

以上で、文化創造館の進捗状況についてご説明を終わります。

○会長：

事務局から説明のあった文化政策ビジョンの改定ですが、このビジョンはよくできており、各自治体でもモデルにされているぐらいのビジョンです。ただ、このビジョンができてから今日まで、できていること、できていないことを整理する必要があると思います。

それから外部環境の変化があります。大きくは「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に変わり、これに伴う基本計画が既に施行されています。「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」も施行されており、文化創造館が準社会教育施設であるという位置付けにならざるを得ないということははっきりしております。そう位置づけないと言うならば国の交付金ももらわず、完全自治事務でやる決意を持たねばなりません。ある意味で、文化庁等の特別交付金あるいは助成金をもらって社会開発型事業をするという、その方向に踏み出さねば、劇場、音楽堂活性化法の準拠施設にはならないという一つの傾向がかなり明確にされているということがあります。そういうことを前文あたりに書かなければいけないかなと思います。

大体の改定版の方向性は、外部環境の変化、達成・未達成の整理、それから市民意識調査、この3点から考えていけばいいと思いますが、委員のご見解を伺いたい。

次に文化創造館進捗状況については、条例や文化政策ビジョンの理念あるいは施策の柱等がそれぞれきちんと対応しているかどうかということが問われると思いますが、その辺りについても委員のご見解を伺って、議論に入っていきたい。

○委員：

ずっと一つの骨格をきちんと見ていくというまなざしと、大きく社会環境が変化していっている中で、最前線の動きをきちんと受け止めていくということや、開拓をしていくことと、その両方のバランスを取りながら検討を進めていかないといけないのかなという思いを抱きながらお聞きをしていたところです。

この間、この審議会として評価システムをどう作っていくかということにかなり時間をかけて相当の力を注いできたというのが実態だったかと思います。市の横断的な政策の在り方であるとか、新しくできる館との関係性をきちんと位置付けていかなければというような議論もできましたので、一定の成果が上がってきていると思います。

ビジョンについては、なかなか手が付けられないというところが15ページ、16ページの項目です。評価の議論の中でこちら側にフィードバックしていくというサイクルが回っていきにくかったところではないかなという印象を持っています。

このことから、今回の議論の中で先ほどおっしゃったような未達成部分をきちんと冷静に見つめ直していくということと、その際に新しい世代の人たちの動きをどう受け止めていくのかということ、東大阪市は3市が合併したという背景があり、かなり地域の特性を濃厚に持っているこの地域性みたいなものをどう捉えていくのかということセットですり合わせながら見ていく必要があるのかなというようなことを感じ

ているところです。

それから、指定管理の在り方はこの数年間でものすごく議論になってきていることでもあると思いますので、どういう問題が見えてきているのかということも、このビジョンの見直しの中でしっかり議論していけるといいかなと感じています。

○会長：

ありがとうございます。今、ご指摘のあったページの項目の中の「アーティストを育てる仕組みづくり」については、実はコーディネーターなどのアーティストを支える中間的な存在の方がもっと大事でそれを忘れていたのではないかと反省も私はしています。そういうことをこれから議論していきたいと思います。

続いて先ほど提起していた文化創造館と条例、ビジョンとの関係についてご見解をお願いします。

○委員：

今年の7月3日開催の第4期第4回審議会の議事録に「文化創造館について、PFIで文化創造館ができたときに民間事業者主体になっていくと、市のビジョンをどこまで理解して事業を展開していくのか。もし、そのビジョンから逸れてしまったときに、誰がどうやってそれをチェックして軌道を修正できるのか。」とあります。その仕組みについて事務局のほうから後でお答えを頂きたいと思います。

資料の文化創造館整備の進捗状況等を見まして、幾つか気になるところがありました。まず、東大阪市文化創造館施設利用案内の8ページに施設利用料金表があります。基本料金が書かれていて、そして非営利目的と営利目的に区分されています。営利目的には注釈が付いていて「入場料金、会費、その他名目のいかんを問わず、商品の広告宣伝販売その他これに類する目的として使用する行為」と書かれてありますが、これが今現代に当てはまるかどうかというのはまだ疑問もあります。

非営利目的の場合は入場料が無料の場合は基本料金のままですが、入場料が発生する場合はその金額の段階ごとに料金が上がっていきます。例えば大ホールの場合入場料が3,000円から5,000円の場合には、51万5,250円になっています。ところが、その下の営利目的の同じ入場料の欄を見ると非営利の場合と同じ価格になっています。この非営利目的と営利目的の価格が同じというのは、違和感があるというか、あまりそういう例を知らないのですがこれはどうしてでしょうか。あるいは、その非営利目的と営利目的をどうやって、誰がどこでチェックをして決めるのでしょうか。後でご説明をいただきたいと思います。

次に整備の進捗状況の資料に鑑賞型の事業があります。これは入札時の業務要求水準書に基づいてラインナップしたものだと思います。先ほどの説明でハイアートというような話があって、その言葉にすごく違和感がありますが、そのクラシック系のものは一般的に卓越性ということが問われていますが、その卓越性がなぜ市民の文化とか人間形成にとって必要なのかということのやはりきちんとした理解や説明が必要な

のではないかと思います。

それから、ご挨拶の時も問題提起したインクルーシブな社会をつくっていくときに、多様性とか寛容性というのが今すごく重要になってきています。そういったその卓越性と多様性、寛容性をどういうふうに理念の中で関係づけてプログラミングしていくかといった、コンセプトに基づいた演目の構成が必要なのではないかと思います。

次に、普及事業や参加型事業がありますが、それぞれ専門性の高い職員をどう配置するのかというのが大切な問題になっていきます。その見込みについて教えていただきたいと思います。

○会長：

ありがとうございます。では、質問について説明をお願いします。

○文化創造館開設準備室：

まず、「市のビジョンを理解してどう実行するのか」についてですが、今回の事業はPFI 事業ということで、ハード整備と運営、維持管理を包括的な事業範囲としています。運営は地方自治法上の指定管理制度を採用しています。整備については入札に当たり市が業務要求水準を決めて、事業者から具体的な提案企画をもらっています。

市が業務要求水準等に照らして協議しながら最終的に決定して実施していきます。これを市がモニタリングによって評価をしていくという形で確認をします。

次に、料金表の営利目的と非営利目的の違いですが、非営利目的は一般のサークルなど市民の団体が借りる料金です。営利目的は企業が企業の看板でもって施設利用する場合に適用される料金です。申込時にその企業名というのは出てきますので、そこで判断をします。

また、営利、非営利の判定基準につきましては、ホームページで分かりやすく判断ができる資料も公表しております。

次に、専門性の高い職員の配置についてですが、文化創造館には他館で経験を積んだ職員の方がおりますし、外部の講師を入れて専門性の高い事業を推進していくときのサポートをお願いするといった形で進めていきます。

○会長：

鑑賞事業に関して、この事業の選択の理由やコンセプトは何なのかということと、新法の中で言っている社会包摂型の事業はどこで反映されているのかという質問もありました。それは同時に多様性や寛容性ということも考慮されているべきではないだろうかというご提起です。

○文化創造館開設準備室：

文化芸術事業の演目を決めた理由につきましては、文化創造館では多様な文化政策、文化芸術事業をやっていくというのが1つあります。そこで、基本構想を策定時に実施した市民アンケートを基に、市民が求める文化のニーズに応えるために、さまざまな分野を実施していくということとなりました。各ジャンルの事業回数についても、

アンケートの割合を考慮して決めました。

次に、社会包摂の観点につきましては、普及事業として館内での公演になかなか参加をしにくいというような場合にはアウトリーチをしたり、館内に来館が可能な場合にはレクチャーやワークショップなどを開催したりします。

また、コンクール、市民オペラ、市民演劇など市民が自ら舞台に出る機会も考えています。さまざまな市民の方々が自ら舞台芸術に足を踏み入れて、そこで培ったもの、感じたものを、自らが東大阪または市外に向けて発信していく、という事業を進めていきたいです。

○会長：

今の社会包摂の話で、改めて少し詳しく議論していきたいと思うのは、ソーシャルインクルードや今の内閣が言っている共生社会の実現のための文化芸術基本法の位置付けから考えると、まだもうちょっと文化芸術事業の位置付けがしっかりしていないのではないのでしょうか。委員、いかがですか。

○委員：

ジャンルごとに回数を決めるのは昔からやっていることですが、実際にホールに足を運ぶ人というのは、統計上でも市民の中で割合は少ないわけです。だから、もともと線引きがある中でジャンル分けをしているだけではもう古いと思っています。

今、そのホールに足を運ぶことができる人と、そうじゃない人というふうに言われたけれども、その線引きはどうやって決まるのでしょうか。線引きをして来られない人にはアウトリーチで対応しようというのでは、インクルーシブということとは違うのではないかなと思います。今まで垣根があった線引きを、ずらすように、あるいは揺るがすようにしていかないと、本当の意味の多様性、寛容性に富んだ社会というのは実現できないし、ホールというのは最先端にあり、お金も一番かかっているわけですから、かなり積極的な取り組みをしていくべきじゃないかなというのを考えています。

それから、やはり非営利目的と営利目的の説明ですが、市民が使用するにしても、例えば大きなものでオーケストラや演劇などがありますが、それがすべて営利目的とは限らないです。どうしても経費的に3,000円、4,000円の入場料を取らなくてはいけない事業というのもあると思うのですが、その使用料とコマースリズムで満席にできるような興行とが同じ使用料ということは、僕はおかしいと思います。

これは教育的にも、市民社会教育的にもおかしいなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○会長：

これについては、一度持ち帰ってどう答えるか検討していただけますか。

それでは、次の委員どうぞ。

○委員：

この前、総合計画審議会に出席したが、「ラグビーのまち」や「モノづくりのまち」は書いてあるが、「文化のまち」はなかったが、このことを事務局は知っていますか。これまで僕たちも文化のまちにしようとずっとやってきたので当然「文化のまち」も入れるべきだと思います。これは協力して入れるべきだと言った方がいいと思います。

○事務局：

言葉が入っていないことは承知しています。それについては総合計画の担当課に対して話をしています。

○委員：

文化芸術事業の中の伝統芸能とは何を指していますか。それから全館フェスティバルとはどういうものかについてお聞きしたいです。

○会長：

ありがとうございます。基本構想の中に文化の香りが無いということについてのご異議です。いわゆる基本計画の中で文化の章があったとするならば、それが文化条例ときちんと整合していることは当然のことで、整合していないとすれば、部局間の連携ができていないということになりかねないので、その辺は重々ご留意いただきたいと思います。

○委員：

先ほどからみていると外国籍住民、障害者、いわゆるマイノリティに対しての真剣に取り組む姿勢や気配りが全然感じ取れないので、改めてもう少し考えてほしいです。文化創造館には多文化共生社会の実現が裏側にあると感じており、非常に期待もしているし、協力しようと思っています。

○会長：

それぞれ回答をお願いします。

○文化創造館開設準備室：

全館フェスティバルは市民の誰もが文化芸術に参加し享受できるようなフェスティバルを考えています。具体的には現在、東大阪で行っている市民文化芸術祭です。これは実行委員会形式で、誰もが参加できるいわゆるフェスティバルとして長年実施している事業であります。

次に、マイノリティの方々への支援ですが、文化創造館はユニバーサルデザインというコンセプトで整備をしています。誰もがどの年代、どういう方々でも使いやすいような施設づくりをしています。ハード整備ではバリアフリー、主な場所の4か国語の表記、一目で分かるサインも設置をします。

事業の面では、具体的な事業内容はまだ決まっていますが、普及事業や参加事業でそういう観点も含めながら進めていきます。



○会長：

ありがとうございます。

今、委員から指摘があったのは、東大阪市の文化芸術振興条例の中の第12条に関わる問題です。「本市は、子ども、高齢者、障害者、外国人等が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と明文があるわけです。これを具体化する事業がここにあるのかと、お聞きになっているのだと思います。また後ほど、今日ではなくても、また答えを頂けると思います。

次の委員どうぞ。

○委員：

今度の万博開催地が大阪に決まりましたが、私が常に不安なのは、一から十まで経済効果の話しかしない印象が強いことです。その点、幸いにもこの審議会ではどなたも経済効果の話をされないで、いかにして東大阪で本当の意味の文化行政を進めていくかということをもまずこの場で共有したいと思います。

その上で3つあります。まず1つは、文化政策ビジョンと文化創造館運営の両方にわたることですが、先ほどの10年間の振り返りにもあったアーティストの育成について、私も同じ意見です。

コーディネーター、プロデューサーの育成は第一に心掛けるべきことで、やはり人材がいないと箱（建物）だけでは駄目だということは色々な所で立証されています。そのうちどこかから人が来るだろうではなく、指定管理者も行政も具体的に取組まないといけないと思います。相当意識的に取り組んでいく必要があるという意見が1つ。

2つ目は社会的包摂の中で特に低年齢児童、生徒の取り込みも教育委員会とも連動し合って相当意識的にやっていく必要があるということ。子どもの頃にいかに一流の芸術に触れたかがその子どもの人生、あるいは地域文化のあり方を左右するという話をよく聞きます。他市の美術館で児童、生徒を取り込んで成功していることを見聞するにつけ、やはり小さい時から地域文化と世界的な文化の両方に触れることによって市民意識が育まれると思います。このメニューを見ているだけではどの事業に反映されるのか分かりにくいところがあります。

3つ目は先ほどの営利目的、非営利目的の料金について、私の経験でもこれが受付担当者が一番の悩みの種です。どれに該当するか判断するのにへとへとになります。トラブルにもなります。企業も料金が半分になるとなれば、別の名称で申し込むことも想定されます。

おそらく、他館の例を見ていると思いますが事前に相当フレキシブルに考えて、この場合はこう対応するとか決めておかないとやっかいなことになるでしょう。

○会長：

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員：

先ほど説明されたとおり、建物自体はユニバーサルデザインやバリアフリーで整えられているかと思いますが、その建物に行くまでの道中、例えば駅からどのように車いすの方が行きやすい状況になっているのか、障害者の駐車スペースが確保されているのか、その他の公共交通機関がどのような形で整備されていくのかが障害の立場としては気がかりなことです。先ほど来られる人、来られない人とありましたが、行こうと思う方が行けるような整備というのが大事になるのかなと思います。

また、オリンピック、パラリンピックということも視野に入れて、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立しました。この中で、現場として我々が考えるのは先ほど自己紹介で我々の施設でも美術展をやっているといいましたが、やはり発表の機会のことです。市内の各団体が参加できるような発表の場があるとか、そういう機会の場をつくるということも一つ考えられたらいいなと思っています。

また、コーディネーターについてですが、我々の施設ではアートの先生に来ていただいで習っているのですが、福祉の職員ではアート活動をしたいという方の支援をするのに力不足を感じる場所があります。近くの大学やアートに取り組まれているところと障害のある方をつなぐようなコーディネーターの配置ができれば、先ほどの発表の機会と併せてすごくいい取り組みになっていくと思いました。

障害の団体として取り組める部分、働き掛けていける部分もあると思うのですが、東大阪の文化芸術の視点からも文化に触れる人を増やすということを考えると、そういったことはとても大事になるのかなという意見です。

○会長：

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員：

この文化芸術事業にあるアートは何を指していますか。

○文化創造館開設準備室：

作品展示です。

○委員：

具体的にはどのような作品展示を指しているのでしょうか。

○文化創造館開設準備室：

これは業務要求水準書で書いている内容でまずジャンル分けをさせていただいているものです。どういう事業をやっていくのかというのは指定管理者と今後話していきます。

○委員：

他市にも立派な会館ができてそこのいわゆるアートが指定管理者によって運営されているのですが、とても無駄な使い方で、おまけにその市に住んでいるたくさんのアーティストたちの発表の機会もない状況です。この資料にあるように「アート」とい

う大ざっぱなくくられ方をして、「指定管理者と話し合います」と言われたら、その施設の二の舞になるのではとすごく不安を感じます。

○会長：

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員：

初めてこういう会議に出ましたが、皆さんがこれだけいろんな話をしながら決めていただいたことを大事に見せていただこうと思いました。

○会長：

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員：

今日の文化創造館整備の進捗状況の資料に関してですが、条例でうたっている事柄やビジョンで語っている共有している思いがあれば、資料に理念のようなものが数行であっても語られるのかなと思います。過剰にデコレーションせよという意味ではなく、もう一度しっかりとそのあたりの思いをオープンに向けてしっかりかみしめてもらって、きちんと思いが伝わるような資料作りをしていただきたいです。

それから、先ほどもご指摘がありましたけれども、私はそもそもアウトリーチというのは、何かかなり誤解されて使われていると思うことが多いです。単に出前をするという話ではなくて、本来手が届いていないニーズを外に出て、探しにいった、声にならない声とか、伝えられていない思いみたいなものを引っ張り上げてくるということがそもそもの目的です。だから、アウトリーチは何のためにするのかということをもう少し設計し直す必要があるのかなと感じました。

また、そもそも館全体がどうあるべきかというところは強く問われると思いますから、それは大前提として考えていかないといけないのではないかと思います。

今、世間では SDGs という言葉が語られるようになってきています。その「一人も取りこぼさず」ということが、世界的に言われるようになってきているその背景には、やはりこの 10 年、20 年の間の格差の拡大であるとか、社会の分断であるとか、大きな問題として問われてきているということがあると思います。そういう問題に向き合える最前線のメンバーを集めて議論をずっと重ねてきたこの東大阪市だからこそできるプログラムを開発したり、そのための人材を集めたりしないといけないのかなと感じました。事業者に言って終わりということではなく、一緒に考えることがものすごく重要なことと思いました。

ビジョンの見直しに当たりまして、市民アンケートで消費者としての市民の実態を調べることも重要なことなのですが、担い手としての市民、外国人や障害者などなかなか声を上げられない市民のこともアンケートの設計の中でしっかり考えないといけないのかなと感じますし、ネットワークをつくったり、プロデューサーなどを育てたりしようと思えば、そういう世界にいる人たちの声というものも聞く必要があるのか

なども感じましたので、そこは今後、詰めていければよいかなと思います。

○会長：

幾つかピックアップして整理したいと思います。

一つは、文化創造館の事業については、例えば障害者向けにはこのような事業、学校との連動ではこのようなこと、このようなアウトリーチなど「政策的に必要であるからこれをお願いします」と行政側がもっと詳しく仕様書の中を書くべきじゃないのかと私は思います。これは仕様書の中身に関わることですが、私たちはその仕様書についてはこれまで審議をしていません。ですから、その仕様書の手前にあるこの新しいホールに課せられるべき公共的義務をもうちょっと明確に私たちのほうにもメッセージとして届けてほしかったと思います。これまでの報告は、ハードの整備状況を主に聞いていましたけれども、ソフトに関しては今日初めて聞いたような気がします。並行しておくべきじゃないかと思います。

そして、やはりもう一度現在の文化芸術基本法や劇場、音楽堂活性化法、あるいは障害者による文化芸術活動推進法の経過というものを学習していただきたいと思うのです。どうもそれらを考慮された気配がないというのは、非常に残念です。

それから、市民アンケートと説明がありました。これは要求課題であって必要課題の調査はできていません。例えば、どれだけ低所得者の方がホールに来られないかなどのもう片一方のいわゆる社会調査をされていないと私は思います。そういうところをきちんと押さえた上でどう文化芸術事業を行政責任事業として組み立てるかです。文化関連施策調査票にある対象カテゴリー別に考えた事業をやるべきじゃないでしょうか。地域のカテゴリーに関しては、東大阪の場合は極端な僻遠な場所はないので、不足している所に積極的に乗り込んでいくというアウトリーチであるべきであって、そういう社会調査もやらないといけないわけです。

劇場、音楽堂活性化法は、条文の中に教育機関との連携とはっきりうたっており、文部科学省告示の「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取り組みに関する指針」では福祉施設、医療機関との連携を言っています。さらには、地域コミュニティの活性化、地域の郷土文化を支えていくために頑張ってもらいたいと言っています。そのへんの事業のイメージがもっとほしいということです。

それから、ヒューマンリソースがもう少し明確に出てくるべきじゃないのかという指摘がありました。アーティストを支えるコーディネーター、いわゆるプロデューサー、サブプロデューサーが必要です。その辺の構想はどうなのかというのも次回ぐらいに明らかにしていただいたらうれしいです。

それから、インリーチはどうなっているのだろうと思います。「こういう方々を積極的に招待または呼び込みます」といったことや生活保護あるいは母子福祉家庭の子どもたちに対してバウチャーを個別に配って、そのバウチャーを持ってきていることが分からないようにして鑑賞できるなど、他の施設では工夫しているわけです。そうい

うこともまた考えていただけたらと思います。

それから、総合計画についての指摘がありました。取り掛かっていく最中であるならば、かたがた計画の不一致であるとか、お互い勝手にやっているようなことが全くないようにお願いします。

○委員：

もう 1 点。賛否あると思うのですが、あえて愛称を決められないという理由は何ですか。

○文化創造館開設準備室：

条例上で東大阪市文化創造館と名称を決めてこれをもって PR をしてきました。そうした中で、市民の方、それ以外の方から名前もいいし、目指すものがこれで分かるのではないかというご意見があったことと、一定この名称で浸透していったところもありますので、この名称で進めていくこととしました。

館の正式名称と愛称とどっち付かずということも考えられることから、文化創造館としてやっていくと決めました。

○委員：

私の住んでいる市にあるホールの愛称は子ども達も知っています。条例上で正式名称がどうなっているかは市民にとっては気にならないです。個人的には、もうちょっと分かりやすい名前があったほうが市民との親しみという意味ではいいと思います。もう散々議論されて、今更どうにもならないかもしれませんが。

それと同時に、文化創造館のキャッチフレーズというか、心をつかむような今日議論されたような内容のあるコンセプトや理念を一言、二言で言えるような何かあったほうが、市民により親しまれると思います。

○会長：

あと、非営利と営利との区別というのは結構難しいというご意見がありました。先ほどの説明のとおり会社だったら営利とみなしてしまうというのは、ちょっと形式判断としては難しいなという意見も出ていますので、条令事項になると思いますが、この辺りはもう少しご見解を頂きたいと思います。

改正文化芸術基本法は審議会や計画の設置に関しても都道府縣市町村に対してこれを準用して行うよう促しています。そのため、今回の改訂版ビジョンの中でも位置付けの強化ができます。この審議会もこの法律の準用規定で設置されているとなりますから、地方公共団体にとっては後押ししてくれるものとなったと思います。

それと、劇場、音楽堂活性化法は、非常に教育機関、福祉機関としての機能を重視しています。国の文化庁の助成金を取る場合には、そのような機能を持っているか、人員配置をしているか、そしてそういうコンセプト、戦略を館の運営の中で理念として持っているかということをお聞きします。

更に、障害者の文化芸術活動推進法ができています。どんどんと社会包摂、ソーシ

ャルインクルードあるいは共生社会のほうに向かって文化行政は変わってきています。行政の指定する政策指定事業および受任者が行われる自主事業に関しては、明確な理念あるいは正義感、社会観というのが必要だということをここであえて申し上げたい。

市長から委嘱をされた政策審議機関として申しあげた意見を、持ち帰って練り直してくださるようお願いいたします。

それでは、他にご意見等がなければ本日はこれで終わりいたします。

○事務局：

本日は貴重なご意見を頂きまして、どうもありがとうございました。幾つかご質問を頂いた中で、十分にお答えできていないこともありました。次回お示しできるように準備をさせていただくということでよろしいでしょうか。

また、本日は文化創造館開設準備室および文化振興協会が関係者として出席しています。今後につきまして、以前の審議会で創造館のスタッフについても出席するようというご意見を頂いておりましたが、この辺りはどうさせていただいたらよろしいでしょうか。

○会長：

次回、回答をお願いします。

今後の出席については、創造館の配置予定の方々も入って答弁していただければいいと思いますが、(委員の皆さんは) それでよろしいでしょうか。

○委員一同：(同意)

○事務局：

それでは関係者として入るようにしたいと思います。また、市の総合計画につきましては33年度スタートです。

○会長：

総合計画については出来上がってからの報告でなく策定経過、文面が出てきたら、絶えずこちらに報告してください。

○事務局：

報告させていただきます。

皆さま、本日は長時間にわたりありがとうございました。本日は第5期審議会の第1回目ということで、本日より2年間どうぞよろしく願いいたします。次回は来年の2月にまた皆さまのご都合の合う日ということで調整させていただきたいと思っております。